

外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化(消費税・酒税・地方消費税)

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税手続き(購入記録票の提出等)の電子化を措置する。

施策の背景

○現行では、外国人旅行者は免税店において旅券に購入記録票の貼り付け、割印を受けることが免税販売の要件

○他方、外国人旅行者からは、「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」等の声が多数

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約7割が「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」または「パスポートに貼付していた購入記録票が破れた、または剥がれた」と回答

○また、免税店からも、「購入記録票をパスポートに貼付、割印する手続きに時間がかかる」との声も多数



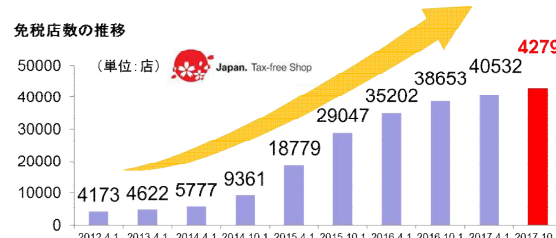
大量の免税購入により、購入記録票がパスポートに収まりきらないケース

○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)

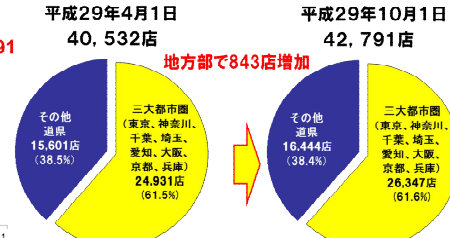
○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

- ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
- ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

免税店数の推移



三大都市圏と地方部の免税店数

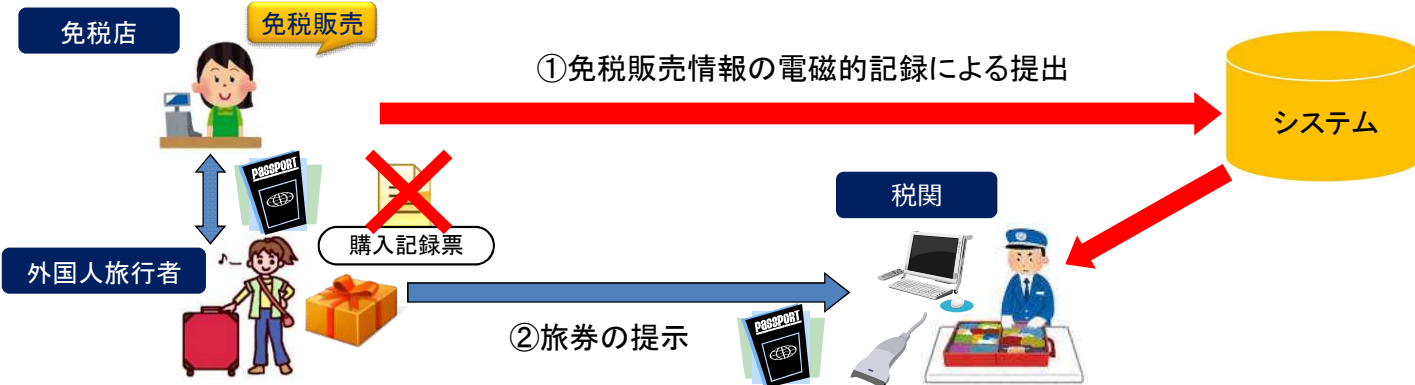


要望の結果

①現行の「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする。

②現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に代える。

<手続き電子化イメージ>



これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設定等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設